

令和 3 年

第 1 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 3 年 3 月 1 日

閉 会 令和 3 年 3 月 1 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（5件）
- 令和2年度大津町一般会計補正予算の概要
（令和2年12月22日専決 補正8号）
（令和3年 2月 1日専決 補正9号）

令和3年第1回大津町議会臨時会会議録

令和3年第1回大津町議会臨時会はオークスプラザふれあいホールに招集された。(第1日)			
令和3年3月1日(月曜日)			
出席議員	1番 大村 裕一郎	2番 田代 元気	3番 時松 智弘
	4番 西川 秀貢	5番 大塚 益雄	6番 三宮 美香
	7番 山部 良二	8番 山本 富二夫	9番 豊瀬 和久
	10番 佐藤 真二	11番 大塚 龍一郎	12番 坂本 典光
	13番 永田 和彦	14番 津田 桂伸	15番 荒木 俊彦
	16番 桐原 則雄		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒木 啓一		
	書 記 府内 淳貴		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹	総務部総務課課長補佐 伊東 正道 兼 行政係長	
	副 町 長 杉 水辰 則	総務部財政課主幹 本司 貴大 兼 財政係長	
	総 務 部 長 藤本 聖二	教 育 長 吉良 智恵美	
	住 民 福 祉 部 長 豊住 浩行	教 育 部 長 羽熊 幸治	
	経 済 部 長 田上 克也	教 育 部 次 長 平岡 馨	
	土 木 部 長 村山 龍一 併任工業用水道課長	農 業 委 員 会 事 務 局 長 齊藤 孝浩	
	総 務 部 総 務 課 長 白石 浩範 選挙管理委員会書記長		
	総 務 部 財 政 課 長 清水 和己		
	会 計 管 理 者 坂本 光成 兼 会 計 課 長		

会 議 に 付 し た 事 件

選挙第1号	議長の選挙について
選挙第2号	副議長の選挙について
選任第1号	常任委員会委員の選任について
選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
選挙第3号	菊池環境保全組合議会議員の選挙について
選挙第4号	菊池広域連合議会議員の選挙について
選挙第5号	大津町西原村原野組合議会議員の選挙について
選挙第6号	大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について
選挙第7号	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
承認第1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解)
承認第2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和2年度大津町一般会計補正予算(第8号))
承認第3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和2年度大津町一般会計補正予算(第9号))
同意第1号	大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 3 年 3 月 1 日 (月) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

追加議事日程 (第 1 号の追加 1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 選挙第 2 号 副議長選挙について

日程第 6 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について

日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 議長の常任委員辞任について

日程第 9 選挙第 3 号 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

日程第 1 0 選挙第 4 号 菊池広域連合議会議員の選挙について

日程第 1 1 選挙第 5 号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙について

日程第 1 2 選挙第 6 号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

日程第 1 3 選挙第 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加議事日程 (第 1 号の追加 2)

日程第 1 5 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(損害賠償の額の決定及び和解)

日程第 1 6 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 8 号))

日程第 1 7 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 9 号))
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 1 8 同意第 1 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○事務局長 (荒木啓一君) おはようございます。事務局長の荒木でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、年長の津田桂伸議員をご紹介いたします。津田議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（津田桂伸君） おはようございます。

ただいま紹介されました津田桂伸です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから、令和3年第1回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（津田桂伸君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、町長金田英樹君からご挨拶の申し出がっておりますのでこれを許します。

町長金田英樹君。

○町長（金田英樹君） 皆さま、おはようございます。まずは、先般の大津町議会議員一般選挙におきまして、本日ご出席の16名の皆様方が、めでたく当選の栄誉を得られましたことにつきまして、心からお喜びを申し上げます。

また、私自身としましては、このたび町民の皆さまの信託を受け、町長の重責を担うことになり、大変身の引き締まる思いでございます。

さて、大津町の状況としましては、先人たちの知恵と努力によりまして、農商工並進で発展し、豊かな自然にも囲まれる立地の中で、人口も3万5千人を超えるという、県内有数の人口増加地域となっております。

しかし一方で集落の一つ一つに目を向けますと過疎化が進んでいる地域、高齢化が進んでいる地域もございますので、そうした地域の一つ一つにしっかりと目を向けていく必要がある、そのように考えております。

新型コロナや少子高齢化、近年頻繁する自然災害など、厳しい外部環境もありますが、今後も住民生活を確実に守るために、議員の皆さま方にもご意見やご助言を賜りながら、住民の皆さまとしっかりと協同して町政に邁進していく所存でございます。

熊本地震におきましては、大津町も多大なる被害を受けましたが、町民一人一人の努力と助け合いにより、復旧そしてさらなる復興に向け進んでおります。鉄道や道路といった公共インフラの復旧もなされ、近く阿蘇大橋も完成することで、熊本市と阿蘇を結び、空港にも近い大津町の地理的優位性がますます高まることと思っております。

一方で、昨年2月からの新型コロナウイルス感染症の影響により、生活は一変いたしました。ワクチンの接種が始まる場所ですが、不安を抱えておられる方も多くいらっしゃるかと思います。そうした中で国や県、医療機関とも連携しながら、いかにワクチン接種を進めていくかが、直近の大きな課題でもありと感じております。

一方、経済分野におきましても、飲食業や宿泊業をはじめ、多種多様な業種において、多大なる被害を受けられており、一人一人の生活の維持が待たない状況でございます。その観点からは感染拡大を防ぎながら、町内産業をしっかり守っていくことが、大津町にも強く求められていると認識しております。

これから先人たちが築き上げたすばらしい大津町を引き継いでいく場所ですが、この町にはまだまだ伸びしろが多くありと私自身は確認しております。その伸びしろや地域の特性、優位性、様々な資源を最大限に活用して、町民の皆さま、議員の皆さまとともに、安心安全で住みやすく、持続可能な大津町を築いていく所存でございます。

なお、私の所信及び施政方針につきましては、その詳細を3月の定例会で申し述べたいと存じます。本日は議員各位のご就任のお喜びをお伝えするとともに、今後のご指導ご協力をお願いし、私の挨拶に代えさせていただきます。

○臨時議長（津田桂伸君） しばらく休憩します。

執行部は退席願います。総務部総務課長白石浩範君、同じく総務課課長補佐兼行政係長伊東正道君、並びに総務部財政課主幹兼財政係長本司貴大君は、お残り願います。

午前10時05分 休憩

△

午前10時07分 再開

○臨時議長（津田桂伸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（津田桂伸君） 日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉設]

○臨時議長（津田桂伸君） ただいまの出席議員は16人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に時松智弘君及び畠川秀貢君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で、投票用紙に1人の氏名を記入してください。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（津田桂伸君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（津田桂伸君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（荒木啓一君）

〔点 呼〕

1 番 大村裕一郎議員	2 番 田代 元気議員	3 番 時松 智弘議員
4 番 畠川 秀貢議員	5 番 大塚 益雄議員	6 番 三宮 美香議員
7 番 山部 良二議員	8 番 山本富二夫議員	9 番 豊瀬 和久議員
1 0 番 佐藤 真二議員	1 1 番 桐原 則雄議員	1 2 番 大塚龍一郎議員
1 3 番 坂本 典光議員	1 4 番 永田 和彦議員	1 5 番 津田 桂伸議員
1 6 番 荒木 俊彦議員		

○臨時議長（津田桂伸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（津田桂伸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

時松智弘君及び畠川秀貢君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（津田桂伸君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 6 票

有効投票 1 6 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

桐原 則雄君 1 4 票

荒木 俊彦君 1 票

永田 和彦君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、桐原則雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開設]

○臨時議長（津田桂伸君） ただいま議長に当選されました桐原則雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいまから桐原則雄君のご挨拶があります。

○議長（桐原則雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長選の選挙で皆さん方のご推選をいただきまして議長に就任させていただきました桐原です。本当にありがとうございます。

先ほど、会議の前に所信の表明を申し上げました。様々なことを申し上げたところでございます。伝統と格式あるこの大津町議会のリーダーとして、町民の皆さんの思いをしっかりと受け止め、そして議員それぞれの活動、そして合わせてチーム議会として、大津町がさらなる発展をするために一体となって取り組み、そしてこの夢と希望あふれるまちづくりを、先ほど金田町長も申し上げましたように行政と議会が一体となり新しいまちづくりがスタートするというので、その舵取りをさせていただきます。

どうか今後とも連携をし、そして一致団結し、住民の皆さん、町民の皆さんの幸せをしっかりと守り抜く議会になっていきたいというふうに考えていますので、今後ともどうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

[拍手]

○臨時議長（津田桂伸君） これで臨時議長の職務はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

桐原議長、議長席におつき願います。

○議長（桐原則雄君） 皆さん、改めましておはようございます。

どうかよろしく願い申し上げます。

しばらく休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

△

午前10時34分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席に配付しました追加議事日程のとおり、日程の追加をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、日程の追加を決定しました。

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第1 議席の指定

○議 長（桐原則雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議席に配付しました議席表のとおり指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番大村裕一郎君、2番田代元気君を指名します。

日程第3 会期の決定

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 諸般の報告をします。

本臨時議会の報告内容については、議席に配布のとおりです。

日程第5 選挙第2号 副議長の選挙について

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で決定することにいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、坂本典光君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました坂本典光君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、坂本典光君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、坂本典光君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

ただいまから坂本典光君の副議長の挨拶があります。

○副議長（坂本典光君） ただいま副議長にお選びいただき誠にありがとうございます。

副議長の職というのは、これは議長を助けてやっていくというのが一番の任務ですから、そのようにやっていきたいと思います。私は今まで長年議員やってまいりましたが、総務、それから経済建設、そして文教厚生、幅広く体験してきました。前年度はまた監査委員もやっておりますから、幅広くこの議会、それから行政についてはある程度知識を持っているつもりでございます。皆さん方が一人一人の議員さんが輝くように、議長の議会改革にのっとり協力しながらやっていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

〔拍手〕

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午前10時38分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（桐原則雄君） 日程第6 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ご連絡申し上げます。

委員会条例第9条第1項の規定によって、各常任委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

各常任委員会の会議室をご案内します。

総務常任委員会、1階研修室3でございます。

文教厚生常任委員会、1階研修室1でお願いします。

経済建設常任委員会は、2階集会室でお願いしたいと思います。

以上のとおりです。

念のため申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

しばらく休憩します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時21分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので報告します。

総務常任委員長 荒木俊彦君

総務常任副委員長 山部良二君

文教厚生常任委員長 豊瀬和久君

文教厚生常任副委員長 山本富二夫君

経済建設常任委員長 永田和彦君

経済建設常任副委員長 津田桂伸君

報告を終わります。

日程第7 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議 長（桐原則雄君） 日程第7 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ご連絡いたします。

委員会条例第9条第1項の規定によって、委員会を開いて正副委員長の互選をお願いします。委員会の会議室をご案内します。集会室です。

念のため申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うこととなっておりますのでよろしくをお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時23分 休憩

△

午前11時30分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので報告します。

議会運営委員長 津田桂伸君

議会運営副委員長 山本富二夫君

報告を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 次に予定しています、追加日程第8、議長の常任委員会委員の辞任の件については、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、議長席を副議長と交代します。

日程第8 議長の常任委員辞任について

○副議長（坂本典光君） それでは議長を交代いたしました。

日程第8 議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、桐原則雄君の退場を求めます。

桐原議長から、議会運営上、公正を期すため、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂本典光君） 異議なしと認めます。

したがって、桐原議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

桐原則雄君の入場を許可します。

桐原議長に申し上げます。

ただいま常任委員の辞任を許可することを決定いたしました。

それでは議長を交代いたします。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午前 11 時 33 分 休憩

△

午前 11 時 37 分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 9 選挙第 3 号 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

○議 長（桐原則雄君） 日程第 9 選挙第 3 号 菊池環境保全組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池環境保全組合議会議員に、永田和彦君、豊瀬和久君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました永田和彦君、豊瀬和久君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました永田和彦君、豊瀬和久君が菊池環境保全組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました永田和彦君、豊瀬和久君が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第10 選挙第4号 菊池広域連合議会議員の選挙について

○議長（桐原則雄君） 日程第10 選挙第4号 菊池広域連合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
菊池広域連合議会議員に、桐原則雄君、坂本典光君、三宮美香さん、津田桂伸君を指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました桐原則雄君、坂本典光君、津田桂伸君、三宮美香さんを当選人と定めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました桐原則雄君、坂本典光君、津田桂伸君、三宮美香さんが菊池広域連合議会議員に当選されました。
ただいま当選されました桐原則雄君、坂本典光君、津田桂伸君、三宮美香さんが議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第11 選挙第5号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙について

○議長（桐原則雄君） 日程第11 選挙第5号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大津町西原村原野組合議会議員に、山部良二君、時松智弘君、田代元気君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山部良二君、時松智弘君、田代元気君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山部良二君、時松智弘君、田代元気君が大津町西原村原野組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山部良二君、時松智弘君、田代元気君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第12 選挙第6号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（桐原則雄君） 日程第12 選挙第6号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大津菊陽水道企業団議会議員に、大塚龍一郎君、山本富二夫君、大塚益雄君、面川秀貢君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大塚龍一郎君、山本富二夫君、大塚益雄君、面川秀貢君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大塚龍一郎君、山本富二夫君、大塚益雄君、面川秀貢君が大津菊陽水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大塚龍一郎君、山本富二夫君、大塚益雄君、面川秀貢君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第13 選挙第7号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（桐原則雄君） 日程第13 選挙第7号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

○議長（桐原則雄君） 首長のほうからですね、辞退をすると議会のほうに専任を求めるということでのご理解がっておりますので、この選挙を行うということになります。申し訳ございません。ちょっと説明が不足しました。

以上のようなことで、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、文教厚生委員長ですね、ということで取り決めしますので、豊瀬和久君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました豊瀬和久君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました豊瀬和久君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました豊瀬和久君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

午前11時44分 休憩

△

午前11時50分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

議会運営委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

お諮りします。

ただいま、金田町長から承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解）、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第8号））及び承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第9号））並びに同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、日程第15から日程第18として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第3号を日程に追加し、日程第15から日程第17と、同意第1号を日程に追加し、日程第18として議題とすることに決定しました。

追加議事日程（第1号の追加2）

日程第15 承認第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて
（損害賠償の額の決定及び和解）

日程第16 承認第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて
（令和2年度大津町一般会計補正予算（第8号））

日程第17 承認第3号 専決処分を報告し承認を求めることについて
（令和2年度大津町一般会計補正予算（第9号））

○議 長（桐原則雄君） 追加日程第15 承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解）から、追加日程第17 承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第9号））までの3件を一括して議題とします。

承認第1号から承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長金田英樹君。

○町 長（金田英樹君） 改めまして、新しい議会の構成も決まりましたことから、議会の皆さまと我々執行部とで、両輪として町行政を推進していきたいと思いますので、どうかご指導ご鞭撻をよ

ろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会に追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、承認第1号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解）」につきましては、令和2年6月30日に、役場仮庁舎の駐車場で発生しました車両接触事故に関するものでございます。

次に承認第2号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第8号）」）につきましては、今回の補正は、ふるさと寄附金の件数増加に伴う一般寄附金の増額補正及びふるさと寄附業務委託料等の増額補正、また新型コロナウイルス感染症防止対策継続助成金の新規計上に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2千407万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、239億6千874万1千円としたものでございます。

次に承認第3号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第9号）」）につきましては、今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う増額補正のほか、時短要請の影響を受ける飲食店取引先事業者等への給付金に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千991万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、239億8千865万6千円としたものでございます。

以上、承認第1号から承認第3号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号、第12号及び第13号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、おはようございます。

教育部長をしております羽熊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについてご説明をいたします。

議案集の1ページから2ページ、説明資料は同じく1ページから2ページ目をお願いいたします。

令和2年6月30日に、大津町役場仮設庁舎駐車場で発生いたしました公用車による事故につきまして、損害賠償の額の決定及び和解することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず事故の概要をご説明いたします。説明資料集でご説明をさせていただきます。資料集の1ページをお願いいたします。事故発生日時は令和2年6月30日、事故発生場所は大津町役場仮設庁舎駐車場で、示談の相手方は記載のとおりです。事故の概要は、生涯学習課の職員が仮庁舎での会議終了後、生涯学習センター事務所へ戻る際、後方確認後、公用車を後退しようとした際に、2台右手の車両も動こうとしたため、その車両に注意しながら公用車を後退させたところ、その間に後

方に停車した相手方の車両に気づかず接触事故をおこしたものでございます。相手方の自動車には、運転手と同乗者の2名が乗っておられ、今回の案件は同乗者の方の腰椎と頸椎の捻挫に伴い、治療に要した損害賠償を行うものでございます。損害賠償額は116万6千410円です。

説明資料集の2ページをお願いいたします。損害賠償額の内容につきましては、下段のほうに記載の入通院治療費、休業損害、入通院慰謝料、通院交通費、その他事故証明書代となります。内訳は記載のとおりでございます。なお、運転手側との和解協議につきましては、現在も継続して弁護士間での交渉がされているところでございます。以上が説明となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） お昼になりましたけど、続けてよろしいでしょうか。終わりまでいきますね。説明まで求めます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。

まず承認第2号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照をお願いいたします。第8号の補正予算書の1ページ、それから補正予算の概要のほうをよろしく願います。

まず第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2千407万9千円を追加し、予算の総額を239億6千874万1千円とするものです。

この補正につきましては、ふるさと寄附の件数増加に伴います一般寄附金の増額補正及びふるさと寄附業務委託料等の増額補正、また新型コロナウイルス感染症防止対策継続助成金の新規の計上、並びに熊本地震にかかります被災住宅再建支援事業の補助金の増額補正になります。急施を要したために令和2年の12月22日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。12ページをお願いいたします。

12ページですけども、款の2、項の1、目の6企画費は、ふるさと寄附金増加に伴うものでございまして、節の3で時間外勤務手当、節の10で返信用の封筒等の印刷製本費、節の12で返礼品の発送業務等の委託料を計上しております。

続きまして、款の7、項の1、目の6新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金の6の新型コロナウイルス感染症防止対策継続助成金は、新型コロナウイルスの感染拡大をうけまして、引き続き感染症対策を行っていただくよう、飲食業、宿泊業に対し1事業所10万円を交付するもので、先に事業を行っておりました緊急経済支援金から財源の組み換えを行い計上するものでございます。

それから13ページをお願いいたします。

款の9、項の1、目の8熊本地震関係費、節18の1被災住宅再建支援事業補助金につきましては、熊本地震により被災した住宅のうち、土砂災害の特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですけども、そちらから移転された5世帯分の移転補助金になります。先の12月補正で計上したものの

うち、さらに調査を踏まえあらたに計上するものでございます。

款の13 予備費で財源調整をしております。

続きまして、歳入をご説明いたします。11 ページをお願いいたします。

11 ページ、款の16、項の2、目の1 総務費県補助金、節の2 熊本地震復興基金交付金は、先ほどご説明いたしました土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンからの移転事業にかかります県の復興基金ルール分になります。

続きまして款の18、項の1、目の1 一般寄附金は、ふるさと寄附の件数増加にかかります増額補正になります。受付サイト数や返礼品目の増が大きく影響いたしまして、当初より大幅な増加の見込みとなったことによりまして、補正を行うものでございます。

次の款の19、項の3、目の4 財政調整基金繰入金は、ふるさと寄附金の増加に伴います財源超過分につきまして、当該繰入金を減額することによる調整を行うものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして承認第3号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

この補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかります予算接種、及びコールセンター委託料等のほか、県独自の緊急事態宣言発令に伴い時短要請の影響を受ける飲食店取引先事業者等への給付金の補正でございます。急施を要したために令和3年の2月1日付で専決処分をいたしましたものでございます。

補正予算書の1 ページをお開き願います。あわせて、別紙補正予算の概要もご確認をいただきたいと思っております。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千991万5千円を追加し、予算の総額を239億8千865万6千円とするものでございます。

第2条で、債務負担行為の追加を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。

8 ページをお願いいたします。

8 ページですけれども、第2表の債務負担行為補正になります。いずれも新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかるもので、翌年度以降も継続して支出が見込まれますコールセンターの委託料とウェブ予約システムの使用料につきまして、それぞれ計上するものでございます。なお、期間及び限度額につきましては、記載のとおりとしております。

それでは、歳出からご説明をいたします。13 ページをお願いいたします。

13 ページ、款の4、項の1、目の9 新型コロナウイルス感染症対策費は、冒頭でも触れました新型コロナウイルスのワクチン接種事業にかかるものになります。節の1 報酬は、会計年度職員1名分の報酬になります。節の10 需用費の印刷製本費は高齢者約8千人分のクーポン券の印刷が主なものになります。節の11 役務費はクーポン券の郵送料、それから国保連合会への事務手数料でございます。節の12 委託料の新型コロナウイルス対応コールセンター委託は、接種の予約や各種問い合わせ対応等の委託になります。その下の健康管理システム改修委託は、町の総合行政システ

ムの改修分になります。次の新型コロナウイルスワクチン接種ウェブ予約システム構築の委託は、スマートフォン等での接種予約を可能とするシステム構築にかかるものでございます。その下、予防接種委託につきましては、医療従事者及び高齢者にかかるワクチン接種費用でございます。

14ページをお願いいたします。

14ページ、節の13使用料及び賃借料は、委託料でご説明いたしましたウェブ予約システムの使用料になります。節の17備品購入費は、集団接種時の対応備品としまして、非接触式の検温器や救急人工蘇生器費等の購入が主なものになります。

次に、款の7、項の1、目の6新型コロナウイルス感染症対策費、節の18、補助金の7新型コロナウイルス感染症対策飲食店取引先事業者等給付金につきましては、県独自の緊急事態宣言発令に伴いまして、飲食店と同様に時短要請の影響が大きい飲食店の取引先事業者を支援するもので、緊急経済支援金からの財源組換を行うものでございます。

款の13予備費で財源調整をしております。

次に、歳入についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。

12ページ、款の15、項の1、目の2衛生費国庫負担金、それからその下の項の2、目の2衛生費国庫負担金は、それぞれ新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかるものでございまして、上段の国庫負担金につきましてはワクチン接種の委託分、下段の国庫補助金につきましては時間外勤務手当を除く準備費用にかかるものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時09分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○10番（佐藤真二君） 承認第1号について、質疑を行います。

車の事故ということなんですけれども、この手の事故がですね随分ここ数年何件も続いておりまして、その中でこれまでお話の中でですね、車自体の公用車の安全機能のバックソナーとかいろいろありますよね、そうしたものの整備を急いで進めるべきじゃないかということ指摘してきたところですが、その辺がいまどういう状態になっているのかということと、もし進んでいないということであれば、車の定期的な更新を待たずにですね、その機能を追加してくという努力をすべきではないかということですね、お尋ねしたいと思います。

それとあともう1つ、ちょっと小言みたいなことなんですけど、事故の概要の文書を見てですね、いわゆる5W1Hというのが揃っていないんですよ。誰がというのが無いんですよ。その辺はやっぱり

り報告ですからきちんと整理してですね、きちんと添えてほしかったというところで、ちょっと指摘したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 公用車の事故について大変ご迷惑をおかけしております。公用車の事故につきまして現状を申し上げますと、だいたい公用車が特殊車両を除いて64台管理をしております。その中でおっしゃったようなセンサーがあるのは、だいたい8台が今センサーがありますけども、おっしゃいますように残りの分がセンサーが付いておりませんので、逆にセンサーがあれば、あるいはいろんなドライブレコーダーとかありますよね、そういったものがあれば防げた事故もありますので、追加も含めてですね計画的に年始計画を立てながら、整備が出来ていないものについてはですね、整備をしていきたいというふうに思っております。

それから概要についてはご指摘のとおりでございますので、皆さんのためのより分かりやすいような内容について記述するように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○10番（佐藤真二君） はい、整備のほうはですね、是非少しでも前倒しで進めていただきたいと思います。あとバック駐車もなるべくしないほうがいいと思いますので、そういうところで質疑は終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認第3号の令和2年度一般会計補正予算9号で、予算の概要の2ページで、新型コロナウイルス対策関係の予算が補正されておりますが、この歳入のほうですね、一番上の国庫負担金で、その下が国庫補助金と、負担金と補助金どっちも10分の10ですけど、全額負担金であって良さそうなんですけど、何で補助金になっているのかが1つですね。

それから上の段のですね説明欄で、ワクチン接種費用（補助率10分の10）で、負担金というのは補助率とは普通言わないよね、補助金じゃないですからね。

そのちょっと2点お尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

歳入について2項目がありますけれども、まず1点目の新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担金につきましては、ワクチン接種にかかる費用で1件当たり2千277円の負担金となっております。今年度はですね、医療従事者等の接種費用ということで該当いたしております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金につきましては、接種体制整備にかかる費用についての補助でございます。今年度送付予定の高齢者の接種券の印刷や住民からの問合せ対応や接種の予約を行うコールセンターの設置、また集団接種に必要な備品の購入などが対象となります。

2点目の補助率の10分の10ということでございますけど、すみません、これは負担金の10

分の10ということでございます。この2つに分けられておりますのは、国の歳入歳出予算の項目で分けられたというふうに残っております。

よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 新型コロナウイルス対策については全国民がいわゆる対象ですから、全額国が責任を持つということのはず、だから負担金が全部負担金じゃなくて当然だと思うんですけど、県のほうで何で負担金と補助金を分けたかというの、国が言うただけというだけではちょっとね、もう説明になっていないんじゃないかなと。補助だとすると補助金がいない自治体もあるのかなとそういう解釈もできますけど、そういう説明とかは無かったんですかね。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の再質疑にお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、当初はですね、この予算の編成時につきましては国の方ですね、全額補助というのはございました。当初2月この予算書の中でも時間外勤務手当につきましてはですね、一般財源で対応してくださいというようなことでございましたけれども、全国的な知事会等でも知事会ですかね、そういうことからの要望等ございまして、ワクチン接種に関してはですね、全額国が負担、負担するというか面倒見ますということでございます。

またあの質疑のですね、こういった科目構成につきましてはですね、すみませんが私のほうでは確認をいたしておりません。そちらが国からの指示でございます。よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正2予算（第8号））を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和2年度大津町一般会計補正予算（第9号））を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

追加日程第18 同意第1号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議 長（桐原則雄君） 追加日程第18 同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐藤真二君の退場を求めます。

〔佐藤真二君退場〕

○議 長（桐原則雄君） お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長金田英樹君。

○町 長（金田英樹君） まずは本臨時会に追加提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

次に、同意第1号、「大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、大津町議会議員の改選により、新たに監査委員を選任する必要がありますので、佐藤真二様を議会選出の監査委員として選任したいと存じます。

佐藤真二様は、識見も豊富であり、監査委員として適任であると存じます。選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 同意第1号について、質疑いたします。

ここで示された方というのは私も8年間一緒に議員活動をしてきましたのでよく知っております。ただ監査委員となれば姿勢的には中立公正、これは基本中の基本でありますから、何らかの政党に属して、その政党の思いとか偏った政治思想みたいなのがあったら困るわけですね。やはり中立公正をきちんと守られる方なのかどうかというその部分のですね確認というか、そういったものは何らかの形でできたのか、その点についてお尋ね申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 町長金田英樹君。

○町長（金田英樹君） 永田議員からの質疑にお答えいたします。

私自身も佐藤議員とは議員として8年間お付き合いしてきましたけども、私自身としても佐藤議員はあくまでも無所属であると把握しております。且ついろんな立場あるかと思えますけども、その立場立場に応じて公正中立な判断ができる人材であると確信しております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

佐藤真二君の入場を許可します。

〔佐藤真二君入場〕

○議長（桐原則雄君） ただいまから、佐藤真二監査委員のご挨拶があります。

○監査委員（佐藤真二君） こんにちは。

ただいま議会選出の監査委員として選任をいただきました佐藤でございます。私が監査委員ということで色んな意味ですね、ご心配される方いらっしゃるかもしれませんが、公平公正な立場で、そして自分の持っている資質能力を最大限に発揮して、正しい監査ができるように、そして大津町の行政執行が効果的で効率的なものであることをですね、担保するために努力していき

いと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和3年第1回大津町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月1日

大津町議会議長 桐原 則 雄

臨時議長 津田 桂 伸

大津町議会議員 大村 裕一郎

大津町議会議員 田代 元 気